

議案第 89 号

佐野市介護保険条例の改正について

佐野市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和 2 年 6 月 5 日提出

佐野市長 岡 部 正 英

佐野市介護保険条例の一部を改正する条例

佐野市介護保険条例（平成 17 年佐野市条例第 152 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「令和元年度及び」及び「各年度における」を削り、「2 万 4,200 円」を「2 万 7 0 0 円」に改め、同条第 3 項中「令和元年度及び」及び「各年度における」を削り、「2 万 4,200 円」を「2 万 7 0 0 円」に、「3 万 9,700 円」を「3 万 4,500 円」に改め、同条第 4 項中「令和元年度及び」及び「各年度における」を削り、「2 万 4,200 円」を「2 万 7 0 0 円」に、「4 万 6,600 円」を「4 万 4,900 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第 5 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 5 条の規定は、令和 2 年度分の保険料から適用し、令和元年度分以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

理 由

介護保険法施行令の改正に伴い、所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第89号参考資料

佐野市介護保険条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度の各年度における</u>保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>2万4,200円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度の各年度における</u>保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>2万4,200円</u>」とあるのは、「<u>3万9,700円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度の各年度における</u>保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>2万4,200円</u>」とあるのは、「<u>4万6,600円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度の保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>2万700円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度の保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>2万700円</u>」とあるのは、「<u>3万4,500円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度の保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>2万700円</u>」とあるのは、「<u>4万4,900円</u>」と読み替えるものとする。</p>